

5章 | 人と文化をはぐくむ誇れるまち

歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します。

1節 | 文化の創造

1項 文化遺産の保存と活用

「郷土の歴史と文化は」

【現状分析】

歴史的な景観、貴重な建造物、歴史資料や美術・工芸作品、祭り・伝統芸能などは、文化創造の基盤であり、地域の発展に資する市民の財産として大切に保存し、継承されています。

しかし、これらの文化遺産は地域資源としての重要性が高まる一方、年月の経過とともにその保存や継承は困難になりつつあります。

【目指すべき将来】

郷土の貴重な文化遺産が、まちの個性や魅力を創り出す地域資源として活用され、市民の郷土愛と誇りがはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

文化遺産を保存し、活用する環境の計画的な整備と、市民協働による歴史や文化をいかしたまちづくりと文化の担い手づくりを進めます。

2項 市民文化の振興

「文化・芸術活動は」

【現状分析】

市民の創造的な文化活動が積極的に行われており、優れた芸術作品が数多く発表されています。

また、文化事業が自主的に企画開催されるなど、市民文化の振興は着実に進んでいます。

【目指すべき将来】

活発な文化活動や文化事業が円滑に行える環境づくりにつとめることで、個性豊かで活力ある文化が創造され、文化が持つ力により、市民一人ひとりの豊かな心をはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

市民の文化活動や文化事業の充実のために支援や顕彰を引き続き行うとともに、多様化する文化活動のニーズに対応できる環境整備と、地域の人材や文化関係団体との連携により市民文化の振興に取り組みます。

3項 生涯スポーツの推進

「生涯スポーツは」

【現状分析】

気軽にスポーツに親しみながら、心身ともに健康な生活を送ることができる、豊かなライフスタイルを実現したいという意識が高まっています。

こうしたライフスタイルの実現に向けて、スポーツ振興や環境整備に対する市民の要望が高度化・多様化しています。

【目指すべき将来】

市民がそれぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

また、地域の連帯感をはぐくむことで、市民の健康や生きがいづくりに取り組める環境の実現を目指します。

【対応】

既存施設の有効活用や今後のニーズに応じた適正な施設整備を進めるとともに、地域や各種団体などとの連携により、誰もがスポーツに親しみ、健康と生きがいづくりに取り組める環境整備につとめます。

また、市民のスポーツ意識をさらに高め、新しい時代のスポーツ振興の基盤づくりを進めます。

4項 国際交流の推進

「国際交流は」

【現状分析】

五つの友好姉妹都市^{※43}などを中心に、行政や教育文化、医療などの様々な分野における交流を行っています。

近年の交通手段や情報網の発達、外国人住民の増加などで、海外渡航や異文化体験がより身近なものとなり、国際交流は行政間交流から、市民交流および市民と行政の連携による交流に変わりつつあります。

【目指すべき将来】

国際化が一層進み、従来の友好親善を目的とした画一的な交流ではなく、特色をいかながら目的に応じた多様な交流の活性化を目指します。

また、地域においても、異なる文化や習慣を持つ様々な国の人々と、日常的に交流する機会の拡大を目指します。

【対応】

市民の主体的な交流活動や、交流成果の市民への還元をはかりながら、地域における国際化を進め、国際的な視野を持った人材育成と世界に広がるパートナーシップを構築します。



※ 43 友好姉妹都市

友好的・継続的な交流を結ぶ約束をした都市のこと。海外では、中国・蘭州市、ドイツ・パッサウ市、ロシア・ウラジオストク市、アメリカ・セントクラウド市と提携し、そのほかにアメリカ・キナイ半島郡と交流合意提携。国内では、姉妹都市の茨城県 常陸太田市のほか、歴史的な縁関係にある茨城県久慈郡大子町、仙北市と交流。

1項 社会教育の充実

「社会教育は」

【現状分析】

自らの個性をいかし能力を高め、生きがいのある生活を送るため、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズが、多様化しています。

また、学習成果をボランティア活動などの形で社会にいかしたいという意欲も高まっています。

さらに、子どもの健全育成をはかるため、総合的な放課後児童対策が求められています。

【目指すべき将来】

すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら学び、その成果による地域社会全体の活性化を目指します。

また、すべての子どもが放課後に安全・安心に過ごせる居場所の確保を目指します。

【対応】

市民協働により、子どもから高齢者までの様々な学習ニーズにこたえる社会教育事業を進めるとともに、学習機会に関する情報提供の充実や学習活動を支える施設などの環境整備につとめます。

学習機会の拡充にあたっては、現代的課題や地域課題の解決につながる「学び」の機会を充実させ、地域づくりに貢献できる人材の育成につとめるとともに、学習成果を社会に積極的にいかすことができる環境を整えます。

また、児童の健全育成をはかるため、放課後児童クラブ^{*44}や児童館等^{*45}を計画的に整備し、放課後の生活の場や安全な遊び場を提供します。

2項 学校教育の充実

「学校教育は」

【現状分析】

少子化の進行や情報化の進展、価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、人間関係を築く力の育成をはじめ、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進など、学校教育の重要性がますます高まっています。

【目指すべき将来】

社会の変化に主体的に対応し、創造性豊かにたくましく生き抜く「自立」の力と、相手を思いやり、互いに認めあう「共生」の心が、子どもたちにはぐくまれる社会を目指します。

【対応】

幼児期から高等学校段階までを通じて、充実した教育環境と指導体制のもと、徳・知・体のバランスがとれた自立できる子どもの育成に取り組みます。

また、家庭や地域と連携しながら、「共生」の心をはぐくむとともに、不登校対応や特別支援教育^{*46}などの様々な教育課題に、小中一貫した考えに立ってきめ細かく対応します。

さらに、学校施設などの整備を計画的に進めるとともに、学校の規模や配置の適正化についても検討を進めながら、教育環境の維持向上に取り組めます。

※ 44 放課後児童クラブ

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業により、小学校に就学しているおおむね10歳未満で、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後および土曜日に専用の施設を利用して提供する適切な遊びと生活の場。

※ 45 児童館等

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している児童館・児童センターのほか、児童室を含めた総称。

※ 46 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

3項 高等教育の充実

「高等教育は」

【現状分析】

時代に適応した教育の高度化・専門化に加え、地域の学問や技術・文化の拠点として、地域社会や産業界との一層の結びつきが求められている一方で、18歳人口の減少、それに伴う定員割れや学生の募集停止の動きなど、高等教育機関を取り巻く環境が厳しくなっています。

【目指すべき将来】

高等教育機関がより豊かな教養と深い専門性を身につけた人材を育成し、情報発信力を高めるとともに、効率的かつ安定した経営を目指します。

また、高等教育機関が蓄積する高度な知的資源と、産業の発展や文化の振興などとの連携を目指します。

【対応】

市内各高等教育機関との連携・協力に基づく事業実施や、大学コンソーシアムあきた^{*47}の枠組みの活用などにより、行政、地域団体、産業界、大学などが連携した活動をより活性化させるようつとめます。

また、秋田公立美術工芸短期大学については、競争力の強化や就職市場からの評価向上、教育目標のより高い次元での達成、芸術・文化のまちづくりへの貢献をはかるため、4年制大学への移行等を検討します。



※ 47 大学コンソーシアムあきた

秋田県内の高等教育機関の連携・交流により教育研究機能を強化し、その成果を地域社会へ還元して、地域の発展に貢献するため、平成17年3月に秋田県内の大学・短期大学などで設立した組織。単位互換授業や高大連携授業、連携公開講座、社会人講座などを実施している。

